

## 取引適正化・料金透明化に向けた行動宣言

LP ガス業界では、取引の適正化・料金の透明化を図るために令和6年4月2日公布の液化石油ガス法に明文化されました。この公布を受けて、弊社（株式会社ムラネン）では改めて基本方針を定めお客様に選ばれる企業を目指し日々行動してまいります。

### 「基本方針」

コンプライアンスを最優先とし「改正省令」を遵守いたします。  
そのために定期的に社内ヒアリングを行い、社内での共有と教育を徹底いたします。

- 1、過大な営業行為の制限
  - 商慣習を超えた利益供与の禁止
  - LP ガス事業者の切替えを制限する契約締結等の禁止
- 2、三部料金制の徹底
  - 基本料金・従量料金・設備料金の三部制に移行
  - LP ガス消費設備と関係のない費用の料金への計上禁止
- 3、LP ガス料金の情報提供
  - 入居希望者への事前提示の努力（不動産管理会社・仲介業者を通じて提示）
  - 入居希望者から直接要請があった場合、直接情報提供を行う

以上